

厚生労働省発雇児0304第3号  
平成27年3月4日

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正に係る部分）」について、貴会の意見を求める。

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正に係る部分）

第一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項の一歳に満たない子について再度の育児休業の申出ができる特別の事情がある場合、法第五条第三項の育児休業期間の一歳から一歳六か月への延長の申出ができる雇用の継続のために特に必要と認める場合、法第六条第三項の育児休業の申出を当該育児休業の開始予定日の一週間前までとする場合及び法第八条第二項の育児休業の申出の撤回後に再度の育児休業ができる場合に、法第五条第一項又は第三項の育児休業の申出に係る子について、認定子ども園及び家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われなるときを加えること。

第二 施行期日

この省令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。